

(別添1)

令和3年度第4回登録・認証制度の運用に係る準備会議(R4.2.7開催)にて決定。

「熊本県が定める総合型クラブの基準」

基準項目(分類/個別基準)	必ず満たすべき運用ルール
1. 活動実態に関する基準	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。 ・定期的なスポーツ活動(年間で12回以上実施)を2種目以上実施している。
	②多世代(複数世代)を対象としている。 ・A)未就学児、B)小学生、C)中学生、D)～18歳、E)～29歳、F)～39歳、G)～49歳、H)～59歳、I)～69歳、J)70歳～のうち2区分以上の会員がいる。 ※当面の間は、総合型クラブが会員として扱っているものを会員とみなす。
	③適切なスポーツ指導者を配置している。 ※今後の努力目標 ・クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有している。 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。
	④安全管理体制を整備している。 ・緊急連絡体制を整備している。 ※不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
2. 運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。 ・規約等・事業計画・予算・事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型クラブの所在する市町村の住民である。または、当該市町村の住民と近隣の市町村の住民を合算すると過半数である。 ・非営利組織である。
3. ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。 ・規約等の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。 ・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。

(以上、全国統一基準)

⑧市町村がクラブに対して、上記の基準項目を全て満たしている、または、現在満たしていなくても、基準を満たすことを目指して努力していると承認できる。(本県独自基準)

さらに、全国協議会に登録申請するクラブは、

⑨熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(SCS火の国クラブネット)に加入している。(本県独自基準)

注1) ①～⑦の基準項目は全国協議会が定めた(必ず満たすべき運用ルール)として設定されたもの。

注2) ⑧～⑨の基準項目は本県独自基準として設定したもの。